

ハーモニー

Harmony

第37号 2005年5月31日発行

日本養護教諭教育学会

Japanese Association of Yoga Teacher Education

日本養護教諭教育学会

事務局：〒448-8542

刈谷市井ヶ谷町広沢1

愛知教育大学養護教諭講座
後藤研究室

TEL&FAX 0566-26-2491

振替口座：00880-8-86414

<http://www.yogokyoyu-kyoiku-gakkai.jp>

目 次

第13回学術集会へのお誘い	2
第13回学術集会（埼玉）のご案内 - 第2報 -	2
トピックス	
厚生労働省「原則として医行為ではないと考えられるもの」 の案を公表	3
養護教諭の専修免許状における分野の表記について	4
養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクト -経過報告-	4
学会共同研究「養護診断開発のための基礎的・実践的研究」の 研究経過報告	5
研究助成金申請者の募集	6
学会誌第9巻投稿原稿の募集	7
理事会等の報告	7
お知らせ・編集後記	8

第13回学術集会へのお誘い

学会長 鎌田尚子（女子栄養大学）

第13回学術集会は埼玉県教育委員会のご後援の下に、現職者と大学関係者の知恵と誠意を集めて開催します。今年は、学校看護婦が置かれた1905年から百年の記念となります。どうぞお誘い合わせの上ふるってご参加下さい。

メインテーマでは、エビデンスに基づいた養護教諭の「職」を究め、学問づくりの里程にしたいと思います。エビデンスとは、「証拠」という意味です。広く EBM(Evidence Based Medicine)という表現は、医学等の学会では「証拠に基づいた医療」という考え方で治療や薬の治験の根拠を問うことが主張されています。養護教諭が学校に置かれたエビデンス（根拠）は何だったのでしょうか。診療の補助と予防効果と考えられます。その後、健康管理や健康の保持増進のために実践してきた職のエビデンスは何でしょうか。「証拠に基づいた健康管理／健康増進」を求めてシンポジストの皆様にお知恵を拝借します。健康のエビデンスとは。安全のエビデンスとは。医療のエビデンスと同じ方法が使えるでしょうか（使えるものと使えないものは何でしょうか）。

また、特別講演では、本学学長香川芳子先生の講演を計画しました。医食同源のエビデンスとあい通じるものがありましょう。実践の根拠を問い合わせ、科学的な根拠に基づく養護実践とは何かを明らかにすることから一步踏み出したいと考えます。

◆第13回学術集会(埼玉集会)のご案内◆

- 第2報 -

1. 期日：2005年10月8日（土）

13時～17時40分

10月9日（日）

9時20分～16時30分

2. 会場：女子栄養大学（坂戸校舎）

3. メインテーマ：エビデンスに基づいた養護教諭の「職」を究め、養護学の確立を目指す

4. 内容

- 1日目 -

1) 開会

2) 学会共同研究発表

「養護診断開発のための基礎的・実践的研究－四肢の痛みの訴えを例に－」

3) 学会長講演

4) 一般口演

5) 特別講演

6) 懇親会（18時～20時）

- 2日目 -

1) シンポジウム

「科学的な根拠に基づく養護実践とは何か－あなたの実践を養護学につなげるために－」

2) 総会

3) 養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクト（中間報告）

4) 一般口演

5. 研究発表及び参加

1) 発表者及び共同研究者は、本学会の会員に限ります。（手続きは事務局まで）

2) 演題申込締切：

2005年7月8日（金）必着

希望者は、今回同封した申込票で送付（FAXも可）してください。

3) 抄録原稿締切：

2005年8月5日（金）必着

演題受理後、抄録原稿作成要領を送ります。

4)宛先：

〒350-0288 埼玉県坂戸市千代田3-9-21

女子栄養大学・保健養護第一研究室

第13回学術集会事務局 遠藤伸子

TEL/FAX：049-282-3609

5) 参加費：同封の振込用紙でお送り下さい。

6) 交通：東武東上線池袋駅から急行で

42分「若葉駅」下車、徒歩3分。

7) 宿泊：同封の宿泊申込用紙をご利用下さい。



厚生労働省「原則として医行為ではないと考えられるもの」の案を公表

学校におけるいわゆる「医療的ケア」については、養護教諭にも深く関わる問題として本学会でも注目してきました。養護学校での三行為（たんの吸引・経管栄養・導尿）は、6年間にわたるモデル事業を経て、平成16年9月に厚生労働省の研究会から「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の医学的・法律学的整理に関するとりまとめ」が示され、一定の条件下で教員による実施が許容されることとなりました。それに伴う体制整備のため、各自治体の事業として養護学校への看護師の配置が進みつつあります。たんの吸引に関しては、同研究会が平成17年3月、ALS患者以外についても家族以外の者による実施を容認する旨の報告も示しています。

一方、それ以外の医療的な行為については、これまでその範囲が明確には示されてい

ませんでした。そのため、学校現場では、座薬の保管および使用の可否をはじめ、救急処置として許容される範囲についてしばしば話題になってきました。養護教諭が日常的に行っている処置の中にも医行為に当たるものがあるのではないかという見方もあります。

今回、この議論に一石を投じる可能性のある通知案が厚生労働省から示されました。それは、平成17年3月31日付で意見募集を行った「医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（原則として医行為ではないと考えられるものの明示）」です。すでに4月末日で意見募集は締め切られましたが、これが通知されれば、学校における医行為の解釈にも影響を与えるものと考えられますので、以下にその概要を示します。なお、本文は次のURLで見ることができます。

<http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/p0330-1.html>

<通知案の概要>

○医療機関以外の現場等において、医療に関する免許を有しない者が行うことが可能か否か判断する際の参考とされたい。

○原則として医行為ではないと考えられるもの

- ・体温測定
- ・血圧測定
- ・パルスオキシメーターの装着
- ・軽微な創傷・擦過傷・熱傷等の処置（含ガーゼ交換）
- ・一定条件下での医薬品の使用の介助（軟膏塗布・湿布貼付・点眼・内用薬の内服・座薬挿入・薬剤噴霧）

○法による規制の対象外と考えられるもの

- ・爪切り

- ・口腔内の清掃
- ・耳垢除去
- ・ストマ装置の排泄物処理
- ・自己導尿の補助
- ・グリセリン浣腸

(編集委員：鈴木裕子)

養護教諭の専修免許状における分野の表記について

昨年の教育職員免許法施行規則の改正で、養護教諭の専修免許状における分野の表記についても公布（6月30日）されました。これは、平成14年2月21日の中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」で述べられた専修免許状の専門性（教員の得意分野）を明確にするという考えに基づくものであり、この趣旨は、得意分野を意識した教員配置の促進による特色ある学校づくり、将来的には専修免許状取得者の待遇改善などにあると読み取ることができます。養護教諭にとって重要な改正でしたが、検討の経緯は十分に周知されておらず、公布の内容をご存知の方は少ないようです。そこで、1年近くが経過していますが、どんな内容であるかを紹介致します。

<教育職員免許法施行規則の規定（抜粋）>

第七十二条の2 専修免許状には、大学院での専攻を記入するものとする。この場合において、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ当該各号に掲げるいずれかの分野に関する単位を十二単位以上修得した場合は、大学院での専攻に加えて当該分野を記入することができる。

五 養護教諭の専修免許状においては、教

育哲学、教育史、教育制度、教育社会学、教育心理学・発達心理学、教育臨床、生徒指導、衛生学・公衆衛生学、健康相談、栄養学、解剖学・生理学、微生物学・免疫学・薬理概論、精神保健、看護学又は授与権者が適当と認めた分野（下線は筆者付記）

この規定には3つのポイントがあります。第1は、第五号に掲げる分野に関する単位を12単位以上修得しなければならないということです。第2は、当該分野を記入することができるということです。第3は、授与権者が適当と認めた場合、当該分野は多岐にわたるということです。

ところで、養護教諭の場合は下線を付したような教育職員免許法（教免法）に掲げられている専門科目の表記（ただし、学校保健などはない）であり、小学校や中学校教諭は国語教育・社会教育など、高等学校教諭は世界史・日本史などの分野が挙げられています。先述したとおり、これらの分野表記が各専攻における教員としての専門性をより明確にするものであるとするならば、教免法の科目が養護教諭の専門性を示すものとして掲げられていることが適当であるかどうかの議論が必要になるとを考えます。本学会における学術的な検討が急がれます。（理事：後藤ひとみ）

養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクト

一経過報告一

第3回会合（1月9日・名古屋）では、「実践報告書」「学会誌」「用語集」「専門書」「雑誌」等からの分析報告を行い、検討すべき用

語の抽出作業を進めました。

作業を進める中で、1. 既存のもので混乱をまねいているもの（誤用されている、あるいは周りから誤解されているものや使用方法が様々であるもの等）、2. これから概念化していく必要があるもの、3. 時代が変化しても変わらないもの、4. その他関連するもので混乱をきたしているもの、という4つの水準に基づいて検討することを確認しました。

第4回会合（3月21日・名古屋）では、最近3年間（平成14年度～16年度）の出版物を対象に、4つの水準に基づき、用語抽出を進めました。その結果、水準を5つに改め、それぞれの水準に対応した検討すべき用語を以下のように整理しました。

・第0水準

<基本となる用語>

養護（養護をつかさどる）、養護教諭、養護教諭教育、養護学、保健室、保健室経営、学校保健経営、学校保健

・第1水準

<非常に混乱を招いているもの>

健康相談活動、救急処置、保健室登校（別室登校）、健康教育（保健学習・保健指導・性に関する指導）、連携（情報連携・行動連携）、組織活動、コーディネイト（協同）、危機管理（安全面・生徒指導面）

・第2水準

<既存の用語で概念整理が必要なもの>

養護実習、健康診断、健康管理、健康観察、頻回来室、発育・発達課題（支援）

・第3水準

<定義づけが改めて必要なもの>

養護実践、養護診断（見きわめ・判断・アセスメント・査定）、養護活動過程

・第4水準

<養護教諭の視点から概念整理が必要なもの>

資質、執務、職務、觀（ビジョン）、能力、力量、特質、職能、健康課題・健康問題、健康リテラシー、ヘルスプロモーション（健康づくり）、アセスメント・査定・評価

なお、用語は20～30語に絞り込み、その説明文を作成すること、英語については表記のみとすることも再確認しました。

今後は、学会誌第10巻第1号の掲載へ向けて、さらに検討を進めていくことになります。

「養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクト」からのお願い

プロジェクトの活動に意見をお寄せください。特に、今回提示しました「5つの水準の考え方」と「各水準にあげた用語」について、6月30日までにご意見をいただければ幸いです。郵送、E-mail、Faxなどで日本養護教諭教育学会事務局までお知らせください。どうぞよろしくお願ひいたします。

学会共同研究

「養護診断開発のための基礎的・実践的研究」の研究経過報告

代表 岡田加奈子（千葉大学）

以前のハーモニーにも書きましたが、養護診断というと、ちょっと言葉に抵抗を示され

る方もおられるかもしれません。しかし、本研究は、養護教諭の具体的実践を分析することにより、養護教諭が日々、どのような判断をし、活動をしているかを「概念づけ」、「明確な言葉でしめす」ことを目指した研究です。つまり、「実践知」を概念化することを目指しています。平成16年度の実際のデータ収集及び分析過程やそれ以前の基礎的研究段階においては、どのようにしたら、実践を概念化できるのかと試行錯誤を繰り返し、まさに、産みの苦しみの連続でした。なんとか1年目の研究で、養護教諭の教育職員としての本質のごく一端を示せるのではないかと思っています。学会共同研究2年目の17年度では、平成16年度の結果を軸に発展させていく予定です。多くのメンバーは本研究に週1,2日を費やし、休日を返上してのハードスケジュールですが、本研究が養護教諭実践知の概念化という長い道のりの第一歩としての議論をかもしだせる研究となるように、最後まで努力していきたいと思っています。

最後になりましたが、このような機会を与えて下さいました学会員の皆様、学会理事の皆様に感謝致します。

研究助成金申請者の募集

日本養護教諭教育学会では、会則第3条2に定める研究事業の一環として、特色ある研究に対して助成を行っています。助成は、会員の研究意欲の支援、そしてその研究成果の公表による学会全体の研究活動の活性化を意図しています。そこで、2006年度の研究助成金申請者の募集を以下の要領で行いま

す。奮って、ご応募ください。

応募に際しては、以下の規定を周知のうえ、「記載事項」に基づく研究助成金申請書を6月30日（消印有効）までに送付してください。

【応募方法】

下記の記載事項を記入した研究助成金申請書を作成し、封筒の表に「研究助成」と朱書きし、学会事務局内、学会理事長宛に郵送する。

【応募資格】

応募者は2005年度年会費納入者に限る。

【研究期間と助成金】

研究期間は1年を原則とする。ただし1年に限り延長することができる。なお、その場合は2年次にも改めて申請し、審査を受けるものとする。

助成金は、1件あたり10万円とする。

【研究成果の報告】

研究助成金を受けた研究は、その成果を学術集会ならびに学会誌に発表する。期限は、原則として助成期間終了後1年以内とする。

【研究課題の選考】

助成を行う研究課題は、理事会において審議し、総会で承認を受けて決定する。なお、理事会では、特色ある研究であること、研究目的が明確であることなどを基準として審査する。

【その他】

応募にあたっては、研究テーマや共同研究者等をよく吟味すること。選定された場合は、原則として応募内容の変更は認められない。

「2006年度研究助成金申請書」への記載事項

1. 研究テーマ（新規、継続の別）

2. 予定研究期間（1年、2年の別）
3. 研究者
 - 代表者－氏名、所属機関名・住所・Tel・Fax・E-mail アドレス（あれば）、自宅住所・Tel・Fax
 - 共同研究者－氏名、所属機関名・住所・Tel・Fax・E-mail アドレス（あれば）
4. 研究計画

「研究の目的」「研究の方法」「研究の独自性」「研究のスケジュール」を記入する。なお、申請書はワープロで作成し、A4 サイズ用紙2枚以内とする。

学会誌第9巻投稿原稿の募集

「日本養護教諭教育学会誌」第9巻第1号の原稿を募集しています。

養護教諭の実践、養成教育や現職教育に関する調査などを研究論文にまとめて投稿してみませんか？ 会員が相互に研究成果を交換し合い、それを実践で検証し、さらなる研究と積み重ねによって、より質の高い養護教諭のあり方を追究していくらだと思っております。積極的な投稿をお待ちしています。

- 投稿資格：本学会の会員に限ります。
- 原稿の種類：論壇、総説、原著、研究報告、実践報告、研究ノート、資料、その他です。
- 募集期間：年間を通して受け付けていますが、第9巻第1号の原稿の最終締め切りは、2005年9月30日（消印有効）です。

●投稿方法：B5判横書きで3部（内2部は査読用なので著者名、所属を記入していないもの）を作成し、学会事務局に送付してください。原稿枚数や執筆要項等の詳しいことは学会誌第8巻第1号に掲載の「日本養護教諭教育学会誌投稿規程」、「日本養護教諭教育学

会誌への論文投稿のしかた」をご覧下さい。
●問い合わせ先：ご不明な点がありましたら学会事務局にお問い合わせ下さい。

なお、査読が終了し受理された論文から掲載しますので、早めに投稿されることをお勧めします。また、受理までに長期間を要する場合は、第10巻以降の掲載になることもありますので念のために申し添えます。

理事会等の報告

(2004年7月以降)

理事会等の活動は次の通りです。

☆理事会

1. 2004年度 第1回

日 時：2004年7月31日（土）13:00～17:00
8月1日（日）9:00～17:00

場 所：愛知県中小企業センター（名古屋市）

出席者：理事7名（天野、植田、後藤、竹田、徳山、村瀬、山崎）

第12回学術集会実行委員長（松本）

内 容：2004年度会計中間報告、本学会ホームページ開設、会員名簿の発行、日本学術会議団体登録の方法、研究助成金対象研究の選定、養護教諭の専門領域に関する用語の検討プロジェクトの目的とスケジュール並びにメンバー、第12回学術集会の企画と運営、第13回総会の運営等

2. 2004年度 第2回

日 時：2004年10月8日（金）17:30～21:00
場 所：熊本大学くすの木会館（熊本市）

出席者：理事7名

内 容：第12回総会の運営と議案内容の確認

3. 2004年度 第3回

日 時：2005年1月9日（日）20:00～22:30

場 所：ルブラ王山（名古屋市）

出席者：理事 6 名

内 容：第13回総会・第12回学術集会の総括、
第14回学術集会の開催地、日本養
護教諭教育学会倫理綱領の検討、学
術著作協会への加盟

4. 2004 年度 第 4 回

日 時：2005 年 4 月 16 日（土）13:00 ~ 18:00

場 所：愛知県産業貿易会館（名古屋市）

出席者：理事 7 名

第 13 回学術集会学会長（鎌田）

内 容：2004 年度事業の総括と会計報告、
2004 年度事業報告、第 13 回学術集
会進捗状況、日本養護教諭教育学会
倫理綱領の作成、2005 年度事業計画

☆ 編集委員会

1. 2004 年度 第 1 回

日 時：2004 年 7 月 31 日（土）10:00 ~ 12:30
場 所：愛知県中小企業センター（名古屋市）
出席者：理事（天野、植田、後藤、竹田、徳
山、村瀬、山崎）、編集委員（奥村、
欠席：石田、鈴木）

内 容：2003 年度学会誌編集決算報告と 2004
年度学会誌編集予算案、日本養護教
諭教育学会誌第 8 卷第 1 号の企画、
ハーモニー第 35 号の発行準備状況

2. 2004 年度 第 2 回

日 時：2004 年 10 月 9 日（土）20:30 ~ 22:30

場 所：スカイホテル（熊本市）

出席者：理事 7 名、編集委員（奥村、北井、
鈴木、欠席：林）

内 容：日本養護教諭教育学会誌第 8 卷第 1
号の編集と日程確認、ハーモニー第
36 号の企画

3. 2004 年度 第 3 回

日 時：2005 年 1 月 10 日（月）9:30 ~ 17:00

場 所：愛知県中小企業センター（名古屋市）

出席者：理事 6 名、編集委員 4 名

内 容：日本養護教諭教育学会誌第 8 卷第 1
号の論文掲載の決定と編集作業の
計画、学会誌発行までの予定、ハー
モニー第 37 号の発行準備状況

4. 2004 年度 第 4 回

日 時：2004 年 4 月 16 日（土）9:30 ~ 12:00

場 所：愛知県産業貿易会館（名古屋市）

出席者：理事 7 名、編集委員 3 名

内 容：学会誌第 8 卷第 1 号の発行業務報
告、2004 年度事業総括と 2005 年度
事業計画、ハーモニー第 37 号の企画

お 知 ら せ

☆所属先の変更・連絡先の変更がありましたら、会員番号を明記してFAXまたはEメー
ルにてお知らせください。

なお、ハーモニー第 36 号でお知らせし
たメールアドレスが間違っていました。下
記が正しいアドレスです。お詫びして訂正
いたします。

JAYTEjimu@yogokyoyu-kyoiku-gakkai.jp



編 集 後 記

新年度がスタートしました。経験を何年積
んでも、この時期は緊張の日々が続きます。
子どもたちの日々の成長を見習って、私た
ちも前進していきたいものです。（山崎）